

○中之条町薪ストーブ等購入費補助金交付要綱

平成22年8月1日告示第104号

改正

平成23年3月2日告示第12号

平成29年10月27日告示第92号

令和7年4月23日告示第65号

令和8年5月7日告示第76号

中之条町薪ストーブ等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策、森林の多面的機能の向上及び、木材関連事業の活性化に寄与するため、薪等を燃料として使用する薪ストーブ及びペレットストーブ（以下「薪ストーブ等」という。）で、町内の住居又は施設に固定して設置する購入費用に対して、予算の範囲内において購入費用の一部を補助することについて、中之条町補助金等に関する規則（平成22年中之条町規則第1号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 薪等とは、燃料として用意された木（枝を含む。）、木材、木材の廃材をいう。
- (2) ペレットとは、木材のおがくずに圧力を加え固めた粒状ものをいう。
- (3) 薪ストーブとは、薪等を燃料として使用する設計及び仕様である暖房機をいう。
- (4) ペレットストーブとは、ペレットを燃料として使用する設計及び仕様である暖房機をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を備えている者で、当該補助金の交付を3年度分受けていない者とする。

- (1) 町内に住所を有し、かつ、居住する個人で、適正に維持管理できる者
- (2) 町内に本店、営業所又は事業所を有する法人等で、営業時間に無人とならないスペースにおいて、適正に維持管理できる者（薪ストーブ等の流通、販売等を取扱う者を除く。）

(3) 町税及び使用料等を完納していること。

(補助対象者の責務)

第4条 補助対象者は、次に掲げる要件に取組、町内民有林の積極的な活用に努めなければならない。

(1) 間伐を推進し、森林環境整備のボランティア活動に参加すること。

(2) 放置されたままの間伐材の処理、利用を行うこと。

(3) 町が推進する木質バイオマス事業への協力を行うこと。

2 補助対象者は、設置が完了した年度の翌年度から6年以上、薪ストーブ等を使用しなければならない。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、1基の購入価格が50,000円（消費税抜き）以上となる薪ストーブ等（本体価格及び煙突代に限る。）とする。

(補助金の額及び補助対象基数)

第6条 補助金の額等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金の額は、中之条町に事業所登録している業者（以下「町内業者」という。）から購入又は町内業者に発注した場合は、薪ストーブ等1基につき購入価格の2分の1（千円未満の端数は切捨て）とし、その上限額を160,000円とする。ただし、中之条町に事業所登録していない業者（以下「町外業者」という。）から購入、又は町外業者に発注した場合は、町内業者の2分の1の額とする。

(2) 1回に申請できる補助対象基数は、1者あたり1基とする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ中之条町薪ストーブ等購入費補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し

(2) 設置機種のカタログの写し

(3) 設置場所の位置図

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条に規定する申請があったとき、内容を精査し、中之条町薪ストーブ

等購入費補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（変更承認の申請）

第9条 申請者は第7条の規定により交付申請した内容を変更し、又は中止若しくは廃止しようとするときは中之条町薪ストーブ等購入費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第3号）により、第7条に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して、町長に提出しなければならない。

（変更の承認）

第10条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、中之条町薪ストーブ等購入費補助金交付変更（中止・廃止）承認通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（完了届並びに補助金の請求）

第11条 申請者は、補助金に係わる薪ストーブ等の設置が完了した後、速やかに完了届並びに補助金交付請求書（別記様式第5号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1）薪ストーブ又はペレットストーブ及び煙突の設置前中後状況を明らかにする写真
- （2）薪ストーブ又はペレットストーブ及び煙突の価格が明記されている領収書の写し
- （3）振り込み通帳の写し（1枚目をめくった2枚目、カタカナ表記されているところ）
- （4）その他町長が必要と認める書類

（検査）

第12条 町長は、必要があると認められるときは、その実情を検査することができる。

（額の確定）

第13条 町長は、第11条に規定する書類の提出があったときは、その内容を精査し、中之条町薪ストーブ等購入費補助金の額の確定通知書（別記様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の取消及び返還）

第14条 町長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付を取り消し、又は、交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年8月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月2日告示第12号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月27日告示第92号)

この告示は、平成29年10月27日から施行する。

附 則 (令和7年4月23日告示第65号)

この告示は、令和7年5月1日から適用する。

附 則 (令和8年5月7日告示第76号)

この告示は、令和8年6月1日から適用する。